介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント説明書

利用者氏名		

1 サービスの内容

- (1) 事業者は、利用者自らが要介護状態になることを予防し、居宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、その上で利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた介護予防サービス・支援計画書を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (2) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努力します。
- (3) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の 立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏することがないよう、 公正中立に行います。
- (4) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、医療サービスとの連携に十分配慮し、利用者が医療サービス等の利用を希望している場合には、主治医等の意見を求め、その指示がある場合にはこれに従い、介護予防サービス・支援計画書を作成します。
- (5) 事業者は、介護予防サービス・支援計画書の作成後においても、利用者やその家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、介護予防サービス・支援計画書の実施状況を把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて介護予防サービス・支援計画書の変更、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (6) 前項の介護予防サービス・支援計画書の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、 利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。

2 担当職員

担当職員は、次のとおりです。サービスについて御相談や御不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

担当職員 氏名:

3 市町への届出

この介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントのサービスを受ける際には、その旨を鯖江市に届け出て、 被保険者証に記載を受ける必要があります。具体的な手続きは上記の担当職員に御相談ください。

4 利用者負担金(別紙1)

(1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、原則として利用者の自己負担額はありません。 但し、介護予防支援については、介護保険料の滞納等により被保険者証に支払方法変更の記載がある場合が あります。

(1) 利用者がこの介護予事前に次の連絡先まで	ッ こが ママット できる できる できる できる できる できない。	マネジメントに係る訪	問等のサー	・ビス提供を	・中止する場合は、
• 連絡先(電話)					
・連絡時間	: ~	<u>:</u>			
合も、速やかに上記の (3) 利用者は、少なくと	支援計画書の変更、事業者 連絡先まで御連絡ください も3日の予告期間があれば ンセル又は契約の解約の場	、 ば、契約全体を解約す	ることもで	きます。	
	の介護保険法の定義・目的に なサービス提供に対応させ		是供してお!	ります。法に	改正等が行われた
介護予防支援及び介護予防	5ケアマネジメントに係る	契約にあたり、上記の	とおり説明	月しました。	
(事業者)	事業者名	社会医療法人 寿人	年	月	日
	事業所名(事業所番号)	地域包括支援センタ	7ーさばえ	(180070003	39)
(委託事業所	r) 事業所名				
	説明者氏名				

5 サービスの中止 (キャンセル) 等

別紙1 利用者負担金

※ 介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費については、原則として利用者の負担はありません。

介護予防支援費の単価

	介護予防支援費		
要支援1・2	単価	4,420円	
通所リハビリ、訪問看護、訪問リハビリ 福祉用具貸与、ショートステイ利用の 場合	初回加算	3,000円	
	委託連携加算	3,000円	

介護予防ケアマネジメント費の単価

介護予防ケアマネジメントの類型	介護予防ケアマネジメント費		
原則的な介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメント A)	単価	4,420円	
	初回加算	3,000円	
通所型・訪問型(相当・A1)サービス 短期集中サービス利用の場合	委託連携加算	3,000円	
簡略化した介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントB)	単価	2, 150円	
	初回加算	3,000円	
訪問型 A2 サービス利用の場合	委託連携加算	3,000円	
初回のみの介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメント C) 住民主体型サービス利用の場合	単価(初回のみ)	1,510円	
	初回加算	3,000円	

令和6年4月からの介護予防支援費、介護予防マネジメント費の減算

減 算	令和6年4月改定	単価
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1.0%	4,380円
業務継続計画未策定減算(令和7年4月1日~適用)	所定単位数の1.0%	4,380円